

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月2日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

本牧ふ頭D突堤コンテナヤード電柱復旧工事

2 履行（納品）場所

中区本牧ふ頭構内

3 契約日

令和6年2月28日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月29日まで

5 契約金額

2,266,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社新川電気 代表取締役 新川博也
鶴見区仲通 1-59-8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本牧ふ頭D突堤コンテナヤードにおいて港湾局所有電柱の破損が発見され、倒壊の危険性があり、倒壊時に港湾労働者やコンテナなど生命・財産への影響が大きいため、緊急的な対応が必要で早期に復旧する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

過去に類例工事の施工実績を有し、早急な対応が可能のため。

9 所管課

港湾局維持保全課